

派遣社員の教育訓練実施計画

有限会社 昭光産業

1.教育訓練の目的

派遣社員ひとりひとりの就業経験や、本人の希望に応じたキャリア・コンサルティングに基づく本人のニーズ等に応じた段階的かつ体系的な教育訓練を実施することで、派遣就労を続けながら「専門性の向上」「職務の幅の拡大」など、キャリア形成の支援をするとともに、「正社員化」「直接雇用化」を図るなど処遇の向上にもつなげていく。

2.対象者

当社雇用の全ての派遣社員。

3.実施内容

別紙「派遣社員の教育訓練体系」参照。

4.実施時間・頻度・時間

入職時の訓練も含めて、少なくとも雇用開始後3年間は毎年1回以上の教育訓練の機会を提供し、その後のキャリアの節目等の一定の期間ごとのキャリアパスに応じた研修等を実施する。

実施時間については、フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる派遣社員一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の教育訓練を実施する。

5.実施方法

教育訓練は以下の方法で実施する。

- ・派遣元社内での講座等の開催
- ・外部専門コンサルタント・スクールとの提携
- ・派遣元、派遣先におけるOJT
- ・その他

6.勤務上の取り扱い

当社指定の段階的かつ体系的な教育訓練については有給かつ無償で行う。

以上